

平成26年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成26年度9月補正予算関係)

教育委員会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満の四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年9月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		教育環境課	2~3
		小中学校課	4
		博物館	5
	2 歳入歳出事項別明細書		6~8
	3 継続費に関する調書		9
	4 債務負担行為に関する調書		10~11

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成26年7月8日専決)	人権教育課	12
	(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成26年7月8日専決)	人権教育課	13
	(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成26年7月18日専決)	人権教育課	14
	(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成26年7月18日専決)	人権教育課	15
	(5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成26年7月18日専決)	人権教育課	16
	(6) 鳥取県進学奨励資金過払金の返還請求に係る和解について(平成26年7月31日専決)	人権教育課	17
	(7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求に係る和解について(平成26年8月5日専決)	人権教育課	18
	(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成26年8月25日専決)	高等学校課	19
	第6号	長期継続契約の締結状況について	教育環境課 高等学校課 人権教育課 博物館

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国 支 出	庫 金	起 債	そ の 他 一 般 財 源	
(一般会計)								
教育環境課	6,088,025	59,991	6,148,016	2,099		<50,000> 50,000	7,892	
小中学校課	237,865	8,360	246,225				8,360	
博物館	344,379	3,694	348,073				3,694	
合計	72,025,788	72,045	72,097,833	2,099		<50,000> 50,000	19,946	県費負担額 69,946
(一般関係)								
教育環境課	県立学校耐震化推進事業費(県立八頭高等学校教室棟改築整備事業費) 県立学校裁量予算事業(高等学校運営費)							
小中学校課	(新)学力向上(算数等活用力)パワーアップ事業							
博物館	ジオパークを楽しく学べる学習館充実事業							

(注) 起債の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

教育環境課（内線：7507）

6目 教育財産管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立学校耐震化推進事業費（県立八頭高等学校教室棟改築整備事業費）	314,267	55,793	370,060		<50,000> 50,000		5,793	県費負担額 55,793
トータルコスト	318,910	55,793	374,703	（補正に係る主な事業内容）				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人	委託・工事内容の調整、工事管理、契約事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心・安全な教育環境の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

八頭高等学校特別教室棟の耐震改修工事、階段室増築及び渡廊下・外構整備工事を行う。
なお、本事業により、八頭高等学校の耐震化は平成27年度に完了予定である。

（教室棟改築・解体に要する経費は平成25年11月補正で継続費設定済み：688,790千円）

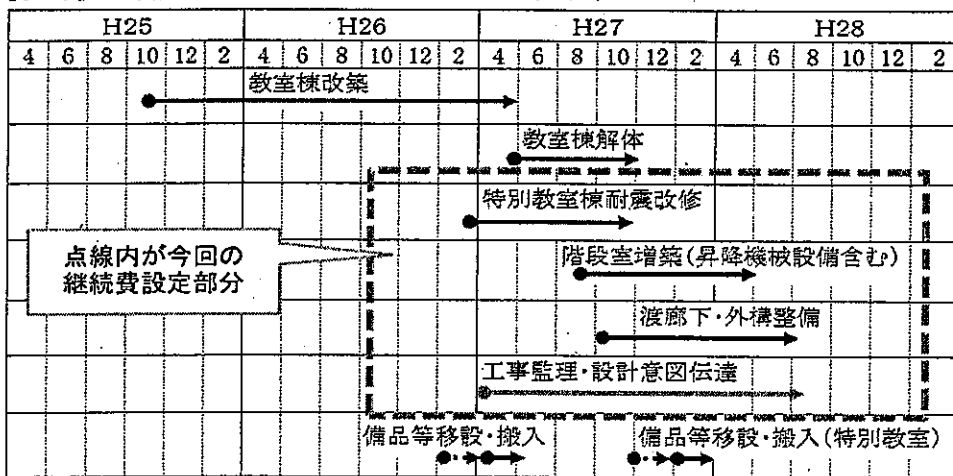
2 主な事業内容

- (1) 特別教室棟の耐震改修
- (2) 階段室増築（昇降機械設備含む）
- (3) 渡廊下・外構整備

<事業費>※平成26年度から平成28年度継続事業（単位：千円）

区分	26年度	27年度	28年度	合計
特別教室棟耐震改修	55,793	83,691	—	139,484
階段室増築	—	99,795	—	99,795
渡廊下・外構整備	—	33,310	49,988	83,298
工事監理委託	—	7,396	2,596	9,992
計	55,793	224,192	52,584	332,569

【参考】八頭高等学校の整備スケジュール（予定）



3 これまでの取組状況

県立学校の耐震化に順次取り組んでおり、平成29年度末には全県立学校で耐震化が完了する予定である。（特別支援学校は平成22年度に耐震化完了）

【鳥取県立学校の耐震化の推移】

区分	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1
高等学校	50.6%	53.6%	68.8%	78.1%	87.1%	92.7%
特別支援学校	84.8%	97.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

教育環境課 (内線: 7507)

4目 教育連絡調整費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立学校裁量予算事業(高等学校運営費)	752,906	4,198	757,104	2,099			2,099	
トータルコスト	1,020,675	4,198	1,024,873	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	34.6人	0.0人	34.6人	-				
工程表の政策目標(指標)	特色ある学校運営の推進							
事業内容の説明								
1. 事業の目的・概要								
県立高等学校における理科教育を推進するため、国の理科教育設備整備費等補助金を活用して、実験用機器等の追加整備を行う。								
2. 主な事業内容								
(単位: 千円)								
項目	当初予算額	6月補正	今回補正額	合計				
備品購入費 (理科設備)	10,000	5,976	4,198	20,174				

平成26年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

4目 教育連絡調整費

小中学校課 (内線: 7512)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)学力向上(算数等活用力)パワーアップ事業	0	8,360	8,360				8,360	
トータルコスト	0	8,360	8,360	(補正に関する主な業務内容)				
主な業務内容	0.0人	0.0人	0.0人	アドバイザー派遣、学習教材の開発				
工程表の政策目標(指標)	学力向上の推進							

事業内容の説明

1 事業の概要

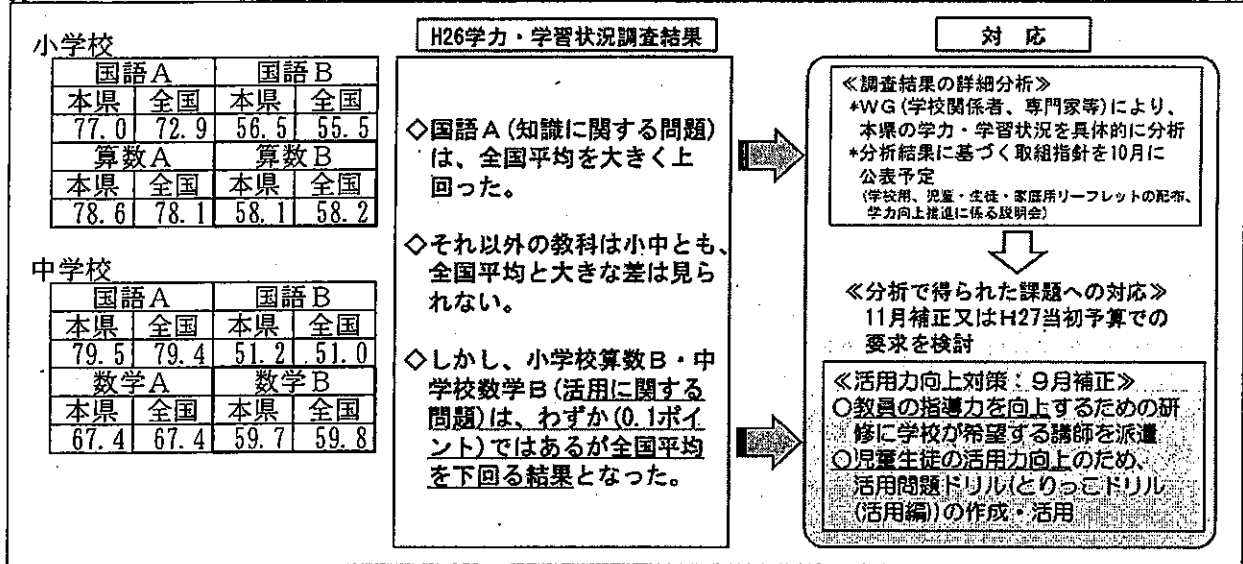
平成26年度の全国学力・学習状況調査において、本県の児童生徒では、算数等で知識の活用面に課題があるという結果が得られたことから、算数等の活用力の向上を図る事業を実施する。

2 事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	事業内容
講師派遣支援	3,360	児童生徒の活用力を身につける授業づくりのため、希望する学校等に講師を派遣し、教員を対象とした研修等を実施することで、教員の指導力向上を図る。(小学校20校、中学校10校)
「とりっこドリル(活用編)」作成・活用	5,000	過去の全国学力・学習状況調査の分析結果も踏まえ、特に本県の児童生徒が苦手とする分野を中心に問題集(ドリル)を作成し、全小中学校での活用を図る。
計	8,360	

[参考: 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた今後の対応]



3 これまでの取組状況、改善点など

<現在取り組んでいる学力向上策>

○小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業

小中学校9年間を通じた学力向上を図るため、計画・実施・評価・改善プランを明確にして授業改革に取り組む中学校区や教育団体を指定し、成果を全県に普及させる。

○エキスパート教員認定制度

他の教員のモデルとなるような優れた教育実践を行っている教員を「エキスパート教員」として認定し、その優れた指導技術等を普及させていくことにより、本県教員の指導力向上を図る。

○エキスパート教員ステップアップ事業

エキスパート教員による中学校区でのチームティーチングによる授業を実施する。また、同一市町村内の他の学校等からの依頼に応じて指導助言を行うなどして、その資質能力を複数の学校に活用し、教職員の指導力と学校の教育力の向上を図る。

○学校教育支援事業(教育センター実施事業)

教職員を対象とする研修のうち、複数の市町村(県立学校の場合は学校)をまたぎ、研修効果が広域に波及することが期待される研修について、講師派遣等の経費負担や情報提供を行う。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費
6項 社会教育費
4目 博物館費

博物館(0857-26-8042)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ジオパークを楽しく学べる学習館充実事業	52,737	〔債務負担行為〕 8,620 3,694	〔債務負担行為〕 8,620 56,431				〔債務負担行為〕 8,620 3,694	
トータルコスト	63,572	4,468	68,040	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	1.4人	0.1人	1.5人	契約事務、委託業務管理				
工程表の政策目標(指標)	生涯学習の環境整備と活動支援							

事業内容の説明

1 事業の概要

平成26年1月に鳥取市沖で捕獲された「ダイオウイカ」の標本を製作し、山陰海岸学習館の新たな展示資料として公開することで、ジオパークの拠点施設である同館の入館者増を図るとともに、山陰海岸ジオパークのさらなる情報発信に資する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業区分	予算額	事業内容
(細事業) ジオパークの魅力を伝える展示資料等の充実	3,694	○展示方法 ホルマリン水槽標本として展示 ○公開予定 平成27年10月頃 ○標本化するダイオウイカの主な特色 ・全長約3.4m(うち胴体部分1.7m)で国内最大級 ・他海域から漂着したものではなく、もともと鳥取県沖に生息していたものと推定

※平成27年度の支出を伴う債務負担行為。全体経費の3割(前金払相当額)を今年度に支出。

【参考:全体経費及び製作等スケジュール】

(単位:千円)

区分	年割額	備考
要求総額	12,314	
26年度	3,694	今回補正計上(総額の3割(前金払限度額))
27年度	8,620	債務負担行為

項目・月	平成26年度						平成27年度						
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
入札・契約・協議													
水槽設計図等作成													
初期固定水槽製作													
初期固定													
展示用水槽製作													
展示用水槽搬入・設置													

平成26年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	10款 教育費								
	うち教育委員会						1項 教育総務費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,673,861		1,673,861	1,673,861		1,673,861	294,273		294,273
2 給 料	27,186,436		27,186,436	27,186,436		27,186,436	476,783		476,783
3 職 員 手 当 等	17,375,312		17,375,312	17,375,312		17,375,312	427,856		427,856
4 共 済 費	9,348,854		9,348,854	9,348,854		9,348,854	203,608		203,608
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	91,624		91,624	91,624		91,624	91,624		91,624
7 賃 金	34,267		34,267	34,267		34,267	5,493		5,493
8 報 償 費	162,403	1,200	163,603	162,403	1,200	163,603	88,504	1,200	89,704
9 旅 費	622,069	2,160	624,229	622,069	2,160	624,229	322,171	2,160	324,331
費用弁償	29,638		29,638	29,638		29,638	18,774		18,774
普通旅費	517,388		517,388	517,388		517,388	253,250		253,250
特別旅費	75,043	2,160	77,203	75,043	2,160	77,203	50,147	2,160	52,307
10 交 際 費	360		360	360		360	360		360
11 需 用 費	1,232,716		1,232,716	1,232,716		1,232,716	772,387		772,387
12 役 務 費	254,202		254,202	254,202		254,202	150,597		150,597
13 委 託 料	5,303,145	8,694	5,311,839	5,297,277	8,694	5,305,971	727,075	5,000	732,075
14 使用料及び賃借料	1,486,634		1,486,634	1,486,634		1,486,634	1,318,226		1,318,226
15 工 事 請 負 費	4,882,101	55,793	4,937,894	4,586,111	55,793	4,641,904	2,942,331	55,793	2,998,124
16 原 材 料 費	6,624		6,624	6,624		6,624			
17 公 有 財 産 購 入 費	79,651		79,651	79,651		79,651			
18 備 品 購 入 費	341,070	4,198	345,268	341,070	4,198	345,268	109,750	4,198	113,948
19 負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	1,086,739		1,086,739	1,086,739		1,086,739	698,914		698,914
20 扶 助 費	130,855		130,855	130,855		130,855	130,705		130,705
21 貸 付 金	672		672	672		672	672		672
22 補 償 及 び 賠 償 補 填 金	174,991		174,991	174,991		174,991			
23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	73,153		73,153	73,153		73,153	73,153		73,153
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金	251,222		251,222	251,222		251,222	250,368		250,368
26 寄 付 金									
27 公 課 費	522		522	522		522	464		464
28 繰 出 金	528,163		528,163	528,163		528,163	528,163		528,163
予 備 費									
計	72,327,646	72,045	72,399,691	72,025,788	72,045	72,097,833	9,613,477	68,351	9,681,828
財 源									
庫 支 出 金	11,119,823	2,099	11,121,922	11,119,823	2,099	11,121,922	616,098	2,099	618,197
地 方 債	1,540,000	50,000	1,590,000	1,540,000	50,000	1,590,000	1,457,000	50,000	1,507,000
内 所 他	7,221,445		7,221,445	7,142,822		7,142,822	1,062,364		1,062,364
一 般 財 源	52,446,378	19,946	52,466,324	52,223,143	19,946	52,243,089	6,478,015	16,252	6,494,267

平成26年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目							6項 社会教育費		
	4目 教育連絡調整費			6目 教育財産管理費					
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	53,522		53,522	7,884		7,884	216,155		216,155
2 給 料							529,334		529,334
3 職 員 手 当 等							286,522		286,522
4 共 済 費	6,317		6,317	1,235		1,235	208,256		208,256
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 賃 金	9		9				3,820		3,820
8 報 償 費	34,394	1,200	35,594				34,923		34,923
9 旅 費	189,579	2,160	191,739	3,330		3,330	48,335		48,335
費用弁償	3,515		3,515	270		270	7,523		7,523
普通旅費	173,792		173,792	3,060		3,060	22,775		22,775
特別旅費	12,272	2,160	14,432				18,037		18,037
10 交 際 費									
11 筋 用 費	580,275		580,275	124,121		124,121	186,772		186,772
12 役 務 費	67,857		67,857	4,553		4,553	53,630		53,630
13 委 託 料	34,086	5,000	39,086	304,867		304,867	4,320,403	3,694	4,324,097
14 使用料及び賃借料	75,454		75,454	434,533		434,533	87,913		87,913
15 工 事 請 負 費				2,942,331	55,793	2,998,124	1,355,430		1,355,430
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費							79,651		79,651
18 備 品 購 入 費	93,172	4,198	97,370	579		579	112,455		112,455
19 負担金、補助金及び交付金	520,617		520,617	1,623		1,623	248,331		248,331
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、賠償及び賠償金							174,991		174,991
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金							854		854
26 寄 付 金									
27 公 課 費				402		402	32		32
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	1,655,282	12,558	1,667,840	3,825,458	55,793	3,881,251	7,947,807	3,694	7,951,501
財 源									
内 庫 支 出 金	468,924	2,099	471,023	2,849		2,849	295,819		295,819
地 方 債				1,457,000	50,000	1,507,000			
内 子 の 他	54,230		54,230	663,231		663,231	5,353,442		5,353,442
一 般 財 源	1,132,128	10,459	1,142,587	1,702,378	5,793	1,708,171	2,298,546	3,694	2,302,240

平成26年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書
(単位：千円)

款 項 目				
		4目 博物館費		
節 別		補正前	補正額	補正後
1	報 酬	48,211		48,211
2	給 料			
3	職 員 手 当 等			
4	共 済 費	4,636		4,636
5	災 害 補 償 費			
6	恩 給 及 び 退 職 年 金			
7	貸 金	1,881		1,881
8	報 償 費	10,971		10,971
9	旅 費	14,738		14,738
	費 用 弁 償	3,173		3,173
	普 通 旅 費	6,581		6,581
	特 別 旅 費	4,984		4,984
10	交 際 費			
11	帶 用 費	47,421		47,421
12	役 務 費	16,662		16,662
13	委 託 料	150,665	3,694	154,359
14	使用料及び賃借料	8,939		8,939
15	工 事 請 負 費	14,670		14,670
16	原 材 料 費			
17	公 有 財 産 購 入 費			
18	備 品 購 入 費	12,147		12,147
19	負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	13,438		13,438
20	扶 助 費			
21	貸 付 金			
22	補 償、補 填 金 及 び 賠 償 金			
23	償 還 金、利 子 料 及 び 割 引			
24	投 資 及 び 出 資 金			
25	積 立 金			
26	寄 付 金			
27	公 課 費			
28	繰 出 金			
	予 備 費			
	計	344,379	3,694	348,073
財 源	内 庫 支 出 金			
	地 方 債			
	そ の 他	18,921		18,921
取	一 般 財 源	325,458	3,694	329,152

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

追加

款	項	事業名	全体計画						前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳			一般財源						
					特定財源									
					国庫支出金	地方債	その他							
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
10教育費	1教育総務費	八頭高等学校耐震改修等整備事業費	26	55,793		50,000		5,793			55,793	55,793		16.8
			27	224,192		201,000		23,192					224,192	67.4
			28	52,584		46,000		6,584					52,584	15.8
			計	332,569		297,000		35,569			55,793	55,793	276,776	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成26年度 鳥取盲学校教員用点字ディスプレイ 賃借料	千円 1,209		千円	平成27年度から 平成29年度まで	千円 1,209	千円	千円	千円	千円 1,209
平成26年度 八頭高等学校備品等整備事業費	7,149			平成27年度	7,149				7,149
平成26年度 学事支援システム賃借料	73,465			平成27年度から 平成31年度まで	73,465				73,465
平成26年度 山陰海岸学習館ダイオウイカ標本 製作業務委託	8,620			平成27年度	8,620				8,620

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更

事 項	限 度 額		前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源		一 般 財 源	
							国庫支出金	地 方 債		そ の 他
期 間	金 額	期 間	金 額	千円	千円	千円	千円	千円		
平成26年度 八頭高等学校ホッ ケー場人工芝更新 事業費	補 正 前 の 額	178,581			平成27年度	178,581			30,000	148,581
	補 正 額	8,303			平成27年度	8,303				8,303
	補 正 後 の 額	186,884			平成27年度	186,884			30,000	156,884

件名	議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成26年7月8日専決)																
提出理由及び概要	1 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者（借受者）に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (2) 訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。 2 概要 (1) 和解の要旨																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>訴訟の概要</th> <th>和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>京都市 個人1名（借受者）</td> <td>大阪市 個人2名 （借受者及び利害関係人）</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、609,626円（内訳 進学奨励資金の未返還額 599,036円、支払督促申立手続費用 4,900円、仮執行宣言申立手続費用 2,690円、追納手数料 3,000円）を平成26年7月から全額返還するまでの間、連帯して毎月月末までに10,000円ずつ（最終支払月にあつては9,626円）県に支払うこと。 ② 利害関係人は、借受者の①の債務を連帯保証する。 ③ 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	相手方	京都市 個人1名（借受者）	大阪市 個人2名 （借受者及び利害関係人）	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、609,626円（内訳 進学奨励資金の未返還額 599,036円、支払督促申立手続費用 4,900円、仮執行宣言申立手続費用 2,690円、追納手数料 3,000円）を平成26年7月から全額返還するまでの間、連帯して毎月月末までに10,000円ずつ（最終支払月にあつては9,626円）県に支払うこと。 ② 利害関係人は、借受者の①の債務を連帯保証する。 ③ 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区分	訴訟の概要	和解の概要															
相手方	京都市 個人1名（借受者）	大阪市 個人2名 （借受者及び利害関係人）															
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。															
額	未返還金全額	同左															
返還方法	一括返還	① 相手方は、609,626円（内訳 進学奨励資金の未返還額 599,036円、支払督促申立手続費用 4,900円、仮執行宣言申立手続費用 2,690円、追納手数料 3,000円）を平成26年7月から全額返還するまでの間、連帯して毎月月末までに10,000円ずつ（最終支払月にあつては9,626円）県に支払うこと。 ② 利害関係人は、借受者の①の債務を連帯保証する。 ③ 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。															
	(2) 和解の理由 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																

件名	議会の委任による専決処分の報告について （2）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について （平成26年7月8日専決）		
提出理由及び概要	1 提出理由 （1）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者（借受者）に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 （2）訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。		
	2 概要 （1）和解の要旨		
	区分	訴訟の概要	和解の概要
	相手方	大阪市 個人1名(借受者)	同左
	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。
	額	未返還金全額	同左
	返還方法	一括返還	① 相手方は、551,434円（内訳 進学奨励資金の未返還額543,500円、支払督促申立手続費用4,934円、追納手数料3,000円）を平成26年7月から全額返還するまでの間、毎月月末までに20,000円ずつ（最終支払月にあつては11,434円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、40,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
	（2）和解の理由 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。		

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成26年7月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 請求の相手方 米子市 個人1名（借受者）</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成26年7月18日専決)																
提出理由及び概要	1 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者(借受者)に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (2) 訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。 2 概要 (1) 和解の要旨																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 40%;">訴訟の概要</th> <th style="width: 45%;">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>日野郡日野町 個人1名(借受者)</td> <td>日野郡日野町 個人2名(借受者及び利害関係人)</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、512,042円(内訳:進学奨励資金の未返還額504,108円、支払督促申立手続費用4,934円、追納手数料3,000円)を平成26年8月から全額返還するまでの間、連帯して毎月10日までに14,000円ずつ(最終支払月にあっては8,042円)県に支払うこと。 ② 利害関係人は、借受人の①の債務を連帯保証する。 ③ 相手方が支払を怠り、28,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	相手方	日野郡日野町 個人1名(借受者)	日野郡日野町 個人2名(借受者及び利害関係人)	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、512,042円(内訳:進学奨励資金の未返還額504,108円、支払督促申立手続費用4,934円、追納手数料3,000円)を平成26年8月から全額返還するまでの間、連帯して毎月10日までに14,000円ずつ(最終支払月にあっては8,042円)県に支払うこと。 ② 利害関係人は、借受人の①の債務を連帯保証する。 ③ 相手方が支払を怠り、28,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区分	訴訟の概要	和解の概要															
相手方	日野郡日野町 個人1名(借受者)	日野郡日野町 個人2名(借受者及び利害関係人)															
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。															
額	未返還金全額	同左															
返還方法	一括返還	① 相手方は、512,042円(内訳:進学奨励資金の未返還額504,108円、支払督促申立手続費用4,934円、追納手数料3,000円)を平成26年8月から全額返還するまでの間、連帯して毎月10日までに14,000円ずつ(最終支払月にあっては8,042円)県に支払うこと。 ② 利害関係人は、借受人の①の債務を連帯保証する。 ③ 相手方が支払を怠り、28,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。															
	(2) 和解の理由 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																

件名	議会の委任による専決処分の報告について （5）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について （平成26年7月18日専決）																
提出理由及び概要	1 提出理由 （1）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者（借受者）に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 （2）訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。																
	2 概要 （1）和解の要旨																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>訴訟の概要</th> <th>和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>米子市 個人1名(借受者)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、342,561円（内訳 進学奨励資金の未返還額 335,335円、支払督促申立手続費用 5,226円、追納手数料 2,000円）を平成26年8月から全額返還するまでの間、毎月15日までに10,000円ずつ（最終支払月にあつては2,561円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	相手方	米子市 個人1名(借受者)	同左	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、342,561円（内訳 進学奨励資金の未返還額 335,335円、支払督促申立手続費用 5,226円、追納手数料 2,000円）を平成26年8月から全額返還するまでの間、毎月15日までに10,000円ずつ（最終支払月にあつては2,561円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区分	訴訟の概要	和解の概要															
相手方	米子市 個人1名(借受者)	同左															
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。															
額	未返還金全額	同左															
返還方法	一括返還	① 相手方は、342,561円（内訳 進学奨励資金の未返還額 335,335円、支払督促申立手続費用 5,226円、追納手数料 2,000円）を平成26年8月から全額返還するまでの間、毎月15日までに10,000円ずつ（最終支払月にあつては2,561円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。															
	（2）和解の理由 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																

件名	議会の委任による専決処分の報告について （6）鳥取県進学奨励資金過払金の返還請求に係る和解について （平成26年7月31日専決）																	
提出理由及び概要	1 提出理由 鳥取県進学奨励資金過払金の返還に係る起訴前の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。																	
	2 概要 （1）和解の要旨																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">訴 訟 の 概 要</th> <th style="width: 45%;">和 解 の 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>西伯郡大山町 個人1名（滞納者）</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、未返還額 317,000 円を平成26年9月から全額返還するまでの間、毎月10日までに10,000円ずつ（最終支払月にあつては7,000円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>			区 分	訴 訟 の 概 要	和 解 の 概 要	相手方	西伯郡大山町 個人1名（滞納者）	同左	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、未返還額 317,000 円を平成26年9月から全額返還するまでの間、毎月10日までに10,000円ずつ（最終支払月にあつては7,000円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区 分	訴 訟 の 概 要	和 解 の 概 要																
相手方	西伯郡大山町 個人1名（滞納者）	同左																
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。																
額	未返還金全額	同左																
返還方法	一括返還	① 相手方は、未返還額 317,000 円を平成26年9月から全額返還するまでの間、毎月10日までに10,000円ずつ（最終支払月にあつては7,000円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。																
	（2）和解の理由 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																	

件名	議会の委任による専決処分の報告について (7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求に係る和解について (平成26年8月5日専決)																
提出理由及び概要	1 提出理由 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還に係る起訴前の和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。																
	2 概要 (1) 和解の要旨																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 40%;">訴訟の概要</th> <th style="width: 45%;">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>倉吉市 個人1名(借受者)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、591,375円を平成26年9月から全額返還するまでの間、毎月25日までに次のとおり県に支払うこと。 (1)平成26年9月から同年11月まで及び平成27年1月から同年5月まで 10,000円 (2)平成26年12月及び平成27年12月 50,000円 (3)平成27年6月及び平成28年6月 40,000円 (4)平成27年7月から同年11月まで、平成28年1月から同年5月まで及び同年7月から同年11月まで 20,000円 (5)平成28年12月 31,375円 ② 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	相手方	倉吉市 個人1名(借受者)	同左	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、591,375円を平成26年9月から全額返還するまでの間、毎月25日までに次のとおり県に支払うこと。 (1)平成26年9月から同年11月まで及び平成27年1月から同年5月まで 10,000円 (2)平成26年12月及び平成27年12月 50,000円 (3)平成27年6月及び平成28年6月 40,000円 (4)平成27年7月から同年11月まで、平成28年1月から同年5月まで及び同年7月から同年11月まで 20,000円 (5)平成28年12月 31,375円 ② 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区分	訴訟の概要	和解の概要															
相手方	倉吉市 個人1名(借受者)	同左															
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。															
額	未返還金全額	同左															
返還方法	一括返還	① 相手方は、591,375円を平成26年9月から全額返還するまでの間、毎月25日までに次のとおり県に支払うこと。 (1)平成26年9月から同年11月まで及び平成27年1月から同年5月まで 10,000円 (2)平成26年12月及び平成27年12月 50,000円 (3)平成27年6月及び平成28年6月 40,000円 (4)平成27年7月から同年11月まで、平成28年1月から同年5月まで及び同年7月から同年11月まで 20,000円 (5)平成28年12月 31,375円 ② 相手方が支払を怠り、20,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。															
	(2) 和解の理由 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成26年8月25日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出の理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 東伯郡三朝町・個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金235,008円を支払うものとする事。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成26年6月24日 午前11時45分頃 イ 事故発生場所 倉吉市駄経寺町二丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県立倉吉農業高等学校所属の職員が、非常勤職員の雇用保険手続きのため小型貨物自動車を運転中、路外駐車場から道路へ右折進入しようとした際、道路を左方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償額235,008円 うち、保険支払額205,008円、県費支出額30,000円（免責額3万円） ・県側車両損害額116,791円 うち、相手側からの賠償額23,358円、県実質負担額93,433円</p>

長期継続契約の締結状況について

報告第6号

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	教育環境課	物品 保守	印刷機	24台	鳥取市本町一丁目203番地4 株式会社金居商店	月当たり賃借料 24円	平成26年9月1日 ～平成29年8月31日	鳥取県立鳥取東高等 学校 他12所属
2	教育環境課	物品 保守	印刷機	13台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	月当たり賃借料 13円	平成26年9月1日 ～平成29年8月31日	鳥取県立倉吉東高等 学校 他5所属
3	教育環境課	物品 保守	印刷機	4台	米子市旗ヶ崎2021番地7 有限会社福井事務機	月当たり賃借料 10,840円	平成26年9月1日 ～平成29年8月31日	鳥取県立米子高等 学校 他2所属
4	人権教育課	物品 保守	プリンター	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	25,056	平成26年7月1日 ～平成27年6月30日	鳥取県教育委員会 事務局人権教育課
5	博物館	物品	印刷機	1台	鳥取市本町一丁目203番地4 株式会社金居商店	518,400	平成26年7月1日 ～平成31年6月30日	鳥取県立博物館
6	博物館	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	155,520	平成26年8月1日 ～平成31年7月31日	鳥取県立博物館
7	博物館	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター スキャナー	1式	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	1,678,320	平成26年8月1日 ～平成31年7月31日	鳥取県立博物館
8	倉吉東高等学校	物品 保守	マークカードリーダー	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	511,056	平成26年9月1日 ～平成27年9月30日	鳥取県立倉吉東高等 学校